情報セキュリティ大学院大学
INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

2016年1月21日
日本ネットワークセキュリティ協会
アイデンティティ管理WG10周年記念
企業及びクラウドにおけるアイデンティティ管理セミナー

個人情報保護法改正とID管理

湯淺　墾道
情報セキュリティ大学院大学教授
yuasa@iisec.ac.jp

自己紹介

情報セキュリティ大学院大学
INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

- 青山学院大学法学部公法学科卒業、同大学院法学研究科公法専攻博士前期課程修了、慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程退学
- 慶應義塾大学講師等をへて、2004年九州国際大学法学部専任講師、2005年助教授、2007年准教授、2008年教授、副学長・国際センター長、2011年情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授、2012年学長補佐
- 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員、埼玉県本人確認情報保護審議会委員長、川崎市情報公開運営審議会委員、渋谷区個人情報の保護及び情報公開審議会委員、公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム理事、一般財団法人日本データ通信協会電気通信個人情報保護推進センター諮問委員会委員長、一般財団法人関門海技協会評議員、ベネッセホールディングス情報セキュリティ監視委員会委員長代理ほか
- 図書館関係では、中間市民図書館のあり方に関する検討会座長（2010年6月～9月）、札幌市「電子図書館サービスにおける図書館連携」研究会座長（2012年9月～2013年3月）、九州大学大学院ライブラリーサイエンス専攻非常勤講師（2010年～2012年）
- http://home.att.ne.jp/omega/yuasa/index.html

IDと個人情報保護

初期の考え方

- メールアドレスは、個人情報に該当するのか？

- harumichi_yuasa@kiu.ac.jp
  - 個人情報
- kiu015abtp@kiu.ac.jp
  - 個人情報ではない

識別非特定情報

情報セキュリティ大学院大学
INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

■個人情報保護法第2条

この法律において「個人情報」とは、**生存する個人**に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により**特定の個人を識別**することができるもの（他の情報と**容易に照合**することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

匿名化してあれば、個人を識別できないから、法の適用対象にならない？　どの程度匿名化処理を行えばよい？

個人を「特定」することと、「識別」することの異同？

「容易に」照合というとき、「容易」の基準は？

条例の場合

■ 定義が異なる

- 「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」（千代田区）
- 「生存する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」（千葉市）
- 「個人を対象とする情報であって、特定の個人が識別することができるものをいう。」（武雄市）

利用者名を削除すれば良いのか？

情報セキュリティ大学院大学
INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

貸出履歴ID	利用者ID	利用者	書名	貸出日	返却日
001	XX00001	山田太郎	図書館	2011/4/1	2011/4/5
002	XX00100	鈴木一郎	個人情報保護法	2011/4/1	2011/4/12
003	XX00350	田中花子	中華街	2011/4/1	2011/4/6
004	XX00001	山田太郎	みなとみらい	2011/4/1	2011/4/5

このままでは「個人情報」に該当することは明らかなので・・・

貸出履歴ID	利用者ID	利用者	書名	貸出日	返却日
001	[redacted]		図書館	2011/4/1	2011/4/5
002			個人情報保護法	2011/4/1	2011/4/12
003			中華街	2011/4/1	2011/4/6
004			みなとみらい	2011/4/1	2011/4/5

- マサチューセッツ州ウィリアム・ウェルド知事の「Re-identification case」
- 匿名化処理し公開した医療データと、選挙人登録名簿との突合で州知事の医療情報を特定

医療

氏名	診断日	診断結果	処置	投薬
	性別	生年月日	郵便番号	料金

選挙人登録

氏名	性別	生年月日	郵便番号	
	政党	登録日	前回登録日	

氏名	診断日	診断結果	処置	投薬
	性別	生年月日	郵便番号	料金

①氏名は匿名化して公開

	診断日	診断結果	処置	投薬
	性別	生年月日	郵便番号	料金

②データ照合

氏名	性別	生年月日	郵便番号	
	政党	登録日	前回登録日	

③知事と判明

氏名	診断日	診断結果	処置	投薬
	性別	生年月日	郵便番号	料金

①氏名は匿名化して公開

	診断日	診断結果	処置	投薬
	性別	生年月日	郵便番号	料金

②データ照合

氏名	性別	生年月日	郵便番号	
	政党	登録日	前回登録日	

③知事と判明

個人情報該当性

判断主体

- ■個人情報該当性判断の主体
  - ●基本4情報など（氏名、年齢、性別、住所）
    - ◆誰でも特定個人を識別しうる
  - ●属性情報
    - ◆相対的
    - ◆Aには識別できるがBには識別できない
  - ●誰から見て特定個人を識別しうるものを個人情報というのか？

- 個人情報該当性、容易照合性判断の主体に関する考え方（学説）
  - 規制事業者基準説
    - ◆個人情報取扱事業者を主体として判断
  - 従業者基準説
    - ◆個人情報取扱事業者を判断基準としつつ、具体的に個人情報を取り扱っている者（事業者の従業員等）を主体として判断
      - ➢p.s.「経済産業分野ガイドライン」Q＆A 14問

- 受領者基準説
  - ◆委託及び第三者提供については受領者を基準
  - ◆漏洩については取得者（知り得た者）を基準
- 本人説
  - ◆本人（主体）を基準
- 一般人基準説
  - ◆一般人を基準
- 総合判断説
  - ◆本人の権利利益の保護という観点から総合的に判断

■鈴木説

●「A説（規制事業者基準説）で解釈すべきである。行政による事業者規制法という性質を有する個人情報保護法においては、規制対象となる個人情報取扱事業者を主体としてその識別性の有無、容易照合性の有無を判断すべきである。」

◆「民間部門におけるクラウド・コンピューティングと個人情報保護法」岡村久道編『クラウドコンピューティングの法律』（民事法研究会、2012年）

■ 岡村説

- ●第三者提供を制限した趣旨は、本人が知らないうちに自己の個人データが流通して利用されることを規制（個人データの流通に自己情報コントロール的発想を導入）
- ●「提供先にとって識別性がない情報と比べて、提供先にとって識別性がある情報のほうが、本人の権利利益を害するおそれが格段に大きくなる」
- ●「提供先において識別情報か否かを帰順する提供先基準説のほうが、こうした制度趣旨に対して素直な解釈といえよう」
  - ◆岡村久道「パーソナルデータの利活用に関する制度見直しと検討課題（中）NBL　1020号（2014年）72頁

では匿名化すればよいのか

- 完全な匿名化と不完全な匿名化
  - 完全な匿名化はほぼ不可能
- FTC　3要件
  1. 与えられたデータセットが合理的に匿名化されている
  2. 事業者が再特定化しないことを公に約束
  3. 事業者が、すべての下流データ利用者に対して非特定化された状態の維持を要求

改正個人情報保護法

改正個人情報保護法の内容

- 個人情報の定義の明確化
  - 「個人識別符号」バイオメトリクス認証に関する情報（身体的特徴）や、ID情報
- 現行法のルールの適正化
  - 要配慮情報（機微情報）の取扱いについて規定
  - 第三者提供に関するオプトアウトの徹底
  - 共同利用に関する現行法の趣旨の徹底
  - 開示等の請求権について規律
  - 取り扱う個人情報の数が5000件以下である個人情報取扱事業者に対する適用除外規定を撤廃

- 個人情報保護の強化
  - トレーサビリティ
  - 個人情報データベース等提供罪
- 新たな利活用ルール
  - 個人が特定化される可能性を低減したデータ（匿名加工情報）
    - ◆個人情報保護委員会が今後定める規則に従えば、本人の同意を得ないで第三者提供を行うことができる
  - 何らかの関連性があれば個人情報の利用目的を変更することが可能

- 個人情報保護委員会
  - 主務大臣制から、監督権限を一元化
  - 立ち入り検査等の権限
    - 立入検査等の権限は、事業所管大臣等に委任?
- 個人情報の取扱いのグローバル化への対応
  - 国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供
  - 日本国内の個人情報を取得した外国の個人情報取扱事業者についても、日本法である個人情報保護法を原則として適用
  - 外国にある第三者への提供の制限

改正法

第2条

第1項

（略）

二　個人識別符号が含まれるもの

第2項

この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

- バイオメトリクス認証に係る情報
- モダリティを変換した符号
- 特定の個人を識別することができるもの

二　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

個人情報の複雑化

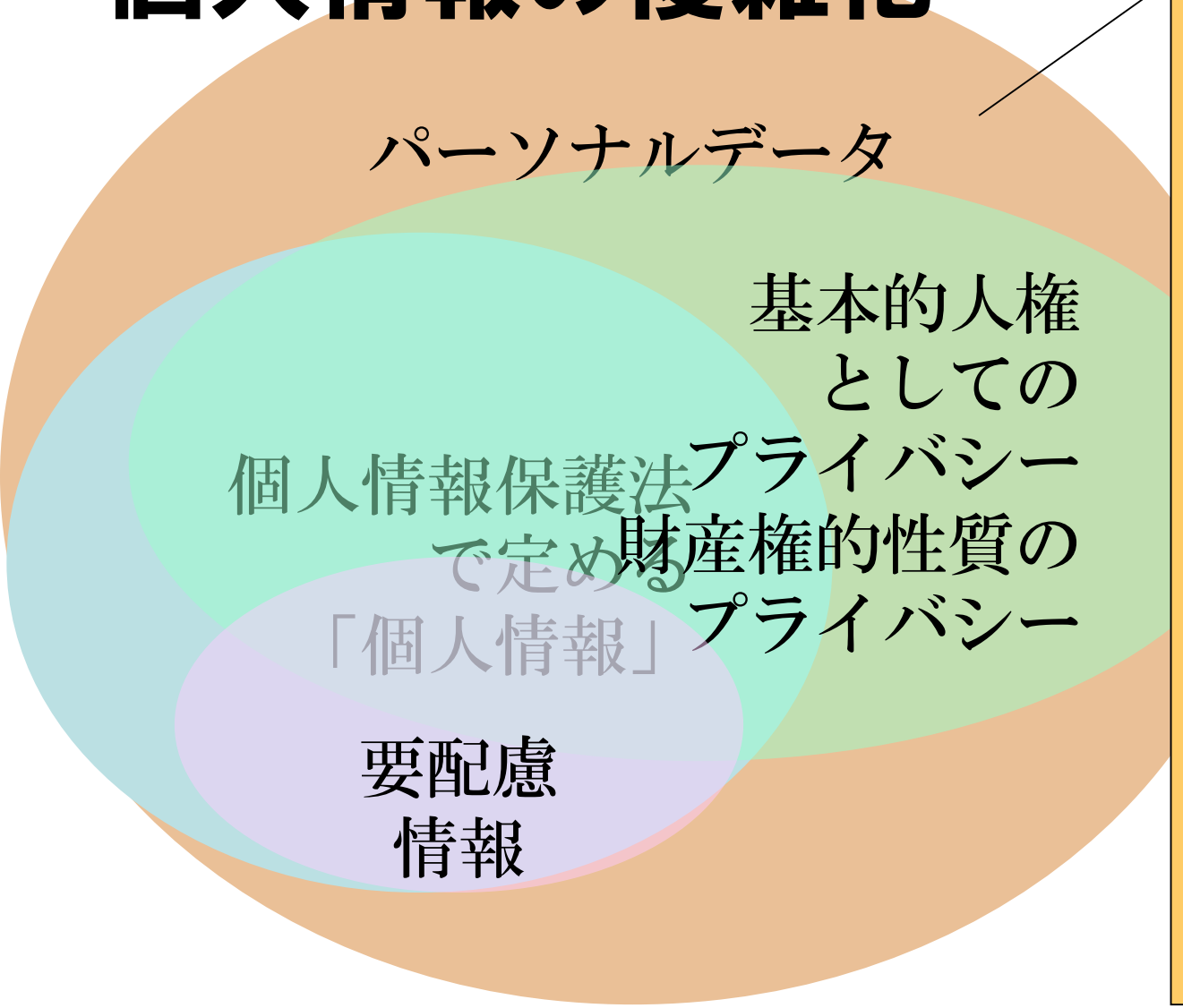

情報セキュリティ大学院大学
INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

- 特定の生存する個人を直接、識別するものではないが、個人（本人）にとっては守秘性や公開したくないと感じるもの
- 特定個人を識別できる可能性がある情報（＝再突合、ビッグデータ技術で顕在化）